

第10章 各種連盟及び協力団体

(各種連盟)

第37条 当法人は、次の連盟を加盟団体とする。

- (1) 社会人連盟 (シニアも含む)
- (2) 大学連盟
- (3) Bリーグ
- (4) 障がい者連盟

(協力団体)

第38条 当法人は、次の団体を協力団体とする。

- (1) 高体連専門部
- (2) 中体連
- (3) スポーツ少年団
- (4) 専門学校
- (5) 定通制
- (6) 高専

第11章 事業及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 名誉会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参加は理事会の諮問に応ずる。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第34条 当法人の事業を遂行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 審判委員会
- (5) TO委員会

2 前項の専門委員会以外に必要に応じて理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

3 専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

4 前各項にかかわらず、急を要する場合には、会長が、特別委員会を設置し、委員、構成及び事業内容等を定めることができる。

10

第9章 地区協会及びアンダーカテゴリー一部会

(地区協会)

第35条 当法人は、次の各地区のバスケットボール界を統轄し、バスケットボールの普及及び振興を図る。

- (1) 県北地区協会
- (2) 県南地区協会
- (3) 会津地区協会
- (4) いわき地区協会
- (5) 相双地区協会

(アンダーカテゴリー一部会)

第36条 当法人は、次の各アンダーカテゴリー一部会のバスケットボール界を統轄し、バスケットボールの普及及び振興を図る。

- (1) U18部会
- (2) U15部会
- (3) U12部会

15

16

(剰余金の分配の制限)

第42条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(剰余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(最初の理事の任期)

第45条 当法人の最初の理事の任期は、当法人の平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時理事及び設立時監事)

設立時理事	佐藤洋光	設立時監事	齋藤久男
	松井遵一郎		石田富夫
	高野成一		壺井富仁
	渡辺知幸		秋山尚
	渡邊亮		佐藤信一
	坂本薫草		岩倉徹
	菅野弘和		花岡裕美子
	渋谷正貴		菅野真幸
	鈴木俊正		梅宮泰
	永井國之		箱崎昌志
	山家勝憲		
設立時監事	浅尾晃左		

(設立時代表理事)

第47条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。
福島県福島市大森字西ノ内68番地の4
設立時代表理事 佐藤洋光

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
福島県福島市大森字西ノ内63番地の4
設立時社員 佐藤洋光
福島県福島市泉字仲田3番地の1
設立時社員 佐藤淳一
福島県郡山市喜久田町堀之内字向原8番地の127
設立時社員 齋藤久男
福島県河沼郡会津坂下町惣六112番地
設立時社員 松井遵一郎
福島県いわき市平字八幡小路18番地
設立時社員 長沢武幸
福島県相馬市中村字樫ヶ丘194番地
設立時社員 石田富夫
福島県福島市大森字附56番地の1 サンステージB102
設立時社員 高野成一

(遵守義務)

第49条 JBAの定款、基本規定及びこれに付随する諸規定並びに国際バスケットボール連盟(以下、「FIBA」という。)及びFIBAASIAの諸規定並びにスポーツ仲裁機構(以下、「CAS」という。)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSA」という。)の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBAASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、指命、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

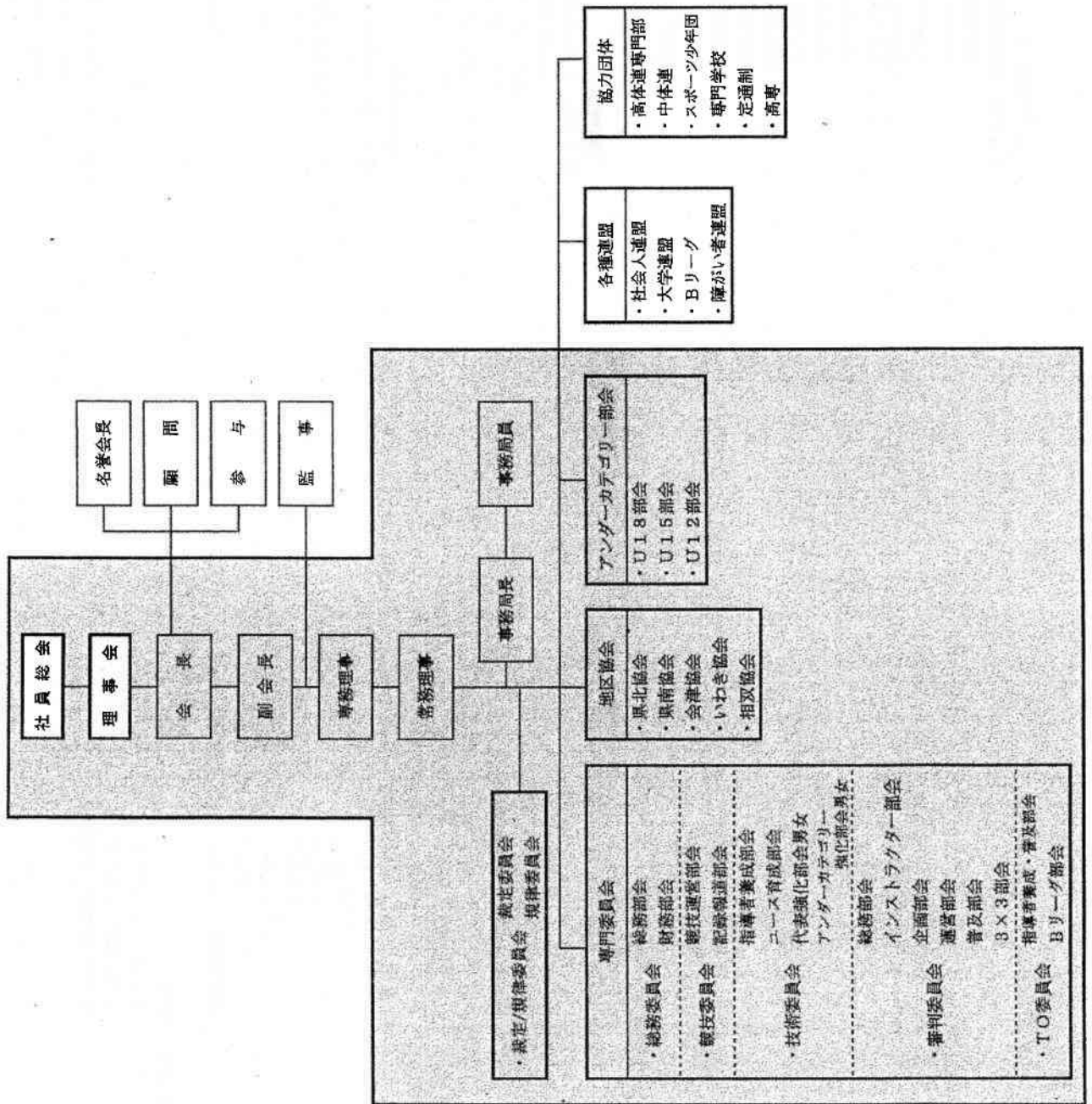
これは当法人の定款に相違ありません

平成28年 4月 1日

福島市入江町8-12
一般社団法人福島県バスケットボール協会
代表理事 佐藤洋光

附 則 平成30年2月17日一部改訂
令和 3年5月22日一部改訂
令和 4年2月26日一部改訂

一般社団法人 福島県バスケットボール協会 組織 (案)



社員	
会長	1名
副会長	5名
合計	6名

理事	
県協会	会長 1名
	副会長 5名
	専務理事 1名
	常務理事 1名
	事務局長 1名
各委員会	総務委員会 1名
	競技委員会 1名
	技術委員会 1名
	審判委員会 1名
	T.O.委員会 1名
地区協会	東北協会 2名
	関東協会 2名
	会津協会 2名
	いわき協会 2名
	相双協会 2名
U部会	U18部会 2名
	U15部会 2名
	U12部会 2名
各種連盟	社会人連盟 2名
	大学連盟 1名
	Bリーグ 1名
	障がい者連盟 1名
合計	35名

一般社団法人福島県バスケットボール協会出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 福島県バスケットボール協会（以下、「当法人」という）の業務遂行のために出張する場合の旅費に関する事項を規定したものである。

(旅費の種類及び区分)

第2条 この規程において、「旅費」とは、宿泊出張、日帰り出張をいい、当該各号に定めるところによる。

- ① 宿泊出張・・・当法人の事業運営に関し、出張を必要とする者が居住地以外の市区町村に出向き、宿泊を必要とするものをいう。
- ② 日帰り出張・・・当法人の事業運営に関し、出張を必要とする者が居住地以外の市区町村に出向き、宿泊を必要としないものをいう。
- 2 この規程において支給される、「旅費」とは、以下のものをいう。
 - ① 交通費
 - ② 宿泊費
 - ③ 日当
 - ④ その他、出張に関し、必要と認められる費用

(宿泊出張)

- 第3条 交通費は別表1で定める金額を支給する。
- 2 宿泊費は別表2で定める金額を支給する。
- 3 日当は日数に応じて別表3で定める金額を支給する。

(日帰り出張)

- 第4条 交通費は別表1で定める金額を支給する。
- 2 日当は別表3で定める金額を支給する。

(旅費の不支給)

第5条 宿泊出張、日帰り出張のいずれの場合においても、出張先の機関から第3条または第4条に相当する旅費が支給される場合、当法人からは、その支給される旅費相当分は支給しないものとする。

(出張の経路等)

第6条 出張の経路、その利用交通機関等は、経済性を重視して選ぶこととする。但し、特別の理由がある場合は事前に事務局長の承認を得るものとする。
(自動車による出張の場合の精算)

第7条 自動車による出張の場合、別表1-1から1-2に定める交通費を支給する。

ただし、自動車による出張中、万が一、事故が発生した場合、当法人では、その損害につき一切の責任を負わない。

(長期出張)

第8条 同一地に1週間以上出張したときは、この規程によらず別途協議して定める。

(その他の費用)

第9条 出張中、特別な理由により社用のために要した通信費、運搬費等この規程をもって支弁し難い費用については、事務局長の承認を得て実費を支給する。

(旅費の仮払い)

第10条 出張者は、事務局長の承認を受けたときには、出張費用の仮払いを受けることができる。

(出張旅費の精算)

第11条 出張を終えたときは、所定の出張旅費精算書を作成し、これに領収書等を添付したうえで、2週間以内に事務局長に提出し承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

付 則

この規程は平成28年5月21日から施行する。

平成30年4月1日 一部改正

令和2年2月20日 一部改正

令和4年2月26日 一部改正

別表1-1 交通費（県内私有車）

	県北	県中	県南	会津	いわき	相 双
県北	0	2,500	4,000	4,500	6,000	3,000
県中	2,500	0	1,500	3,000	4,000	5,000
県南	4,000	1,500	0	3,500	3,500	6,500
会津	4,500	3,000	3,500	0	6,500	7,000
いわき	6,000	4,000	3,500	6,500	0	4,500
相 双	3,000	5,000	6,500	7,000	4,500	0

(一社) 福島県バスケットボール協会 令和4年度
競技運営規定

1. 参加料

トーナメント方式選手権等	リーグ戦等
上限 20,000円	上限 20,000円
現在	現在
社団法人 12,000円	社団法人 12,000円
U18 12,000円	U18 20,000円
U15 12,000円	U15 10,000円
U12 20,000円	U12

2. 会場費
・ 使用料、電気代、水道代等の実費とする。

3. 運営協力費 (補助員・TO等)
・ 運営協力費1日 3,000円

4. 役員日当
大会日当 1,000円

5. 審判日当
大会審判日当 1,000円
※審判日当は帯同審判員を除く。

1. 会場費
・ 使用料、電気代、水道代等の実費とする。

2. 運営協力費 (補助員・TO等)
・ 運営協力費1日 3,000円

3 謝礼
外部専門家等
1日 D-fund諸謝金規定に基づく。
協会関係者講師
半日 6,000円 1日 12,000円
※源泉徴収税を付加して支給することができる。

4. DC講師日当
2,000円

5. 審判講習会講師日当
B級更新 5,000円 B級審査 4,000円
C・D級審査・更新 3,000円

6. 役員日当
1,000円

※ 上記の金額を上限とする。

別表1-2 交通費 (県外私有車)

白石	仙台	利府	山形	酒田	一ノ関	水沢五柳	盛岡
2,500	5,500	7,000	6,000	14,500	11,500	14,000	18,000
県北	6,000	9,000	10,000	18,000	15,000	17,000	21,000
県南	8,500	12,000	7,500	15,500	17,500	20,000	24,000
会津	9,500	10,500	11,000	15,000	23,000	20,000	23,000
いわき	3,000	4,000	4,500	15,000	10,500	13,000	16,500
相双							

秋田	大館	湯沢	能代	八戸	十和田	青森	弘前
22,000	26,000	19,000	23,000	26,500	29,000	29,000	27,000
県北	25,500	29,500	22,000	30,000	32,500	33,000	31,000
県南	28,500	32,500	21,500	33,000	35,500	36,000	34,000
会津	27,000	31,500	24,000	32,000	34,500	35,000	33,000
いわき	21,500	25,000	17,500	25,500	28,000	29,000	26,500
相双							

※県外の私有車による出張の場合、1kmあたり37円を基準として精算をするものとする。

別表1-3 交通費 (JR等)

鉄道運賃	船賃	航空運賃
片道50km未満まで 普通	2等室	エコミークラス
片道50km以上県内・隣県 新幹線自由席		
片道120km以上 新幹線指定席		

別表2 宿泊費 (一泊あたり)

宿泊費
県大会 8,000円
政令指定都市以外 10,000円
政令指定都市 12,000円

※やむを得ない理由で上記の金額を超えた場合は、別途協議のうえ決定する。

別表3 出張の日当

区分	日当
県内	1,000円
県外	2,000円

※その他、別表大会運営規定、講習会・育成事業運営規定を参照

会津地区社会人バスケットボール連盟規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 本連盟は会津クラブチームバスケットボール連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

第2章 目的と事業

- 第3条 本連盟は、クラブチームの健全な普及発展を図るとともに、技術向上・指導者の要請及び加盟チームの連携並びに親善を図ることを目的とする。
第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種バスケットボール大会の開催。
2. バスケットボール競技の普及、発展並びに技術向上のための研究及び指導。
3. その他、目的達成に必要と認めた事項。

第3章 組織

- 第5条 1. 本連盟は、会津内の社会人チーム（クラブ・大学・実業団・家庭婦人）をもって組織する。
2. 会津バスケットボール協会に加盟する。

第4章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長1名 2. 副会長若干名 3. 理事長1名 4. 理事若干名
5. その他、必要に応じて顧問、参与を置くことが出来る。但し、会長が認めたときは副理事長を置くことが出来る。
第7条 役員選出の方法は次の通りとする。
1. 会長、副会長、理事長、監事は理事会で選出する。
2. 理事は各チームごとに1名選出するほか、会長の推薦する理事若干名とする。
3. その他の役員は、会長・理事長の推薦で決める。
第8条 役員の仕事は次の通りとする。
会長は本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその仕事を代行する。理事長は理事会を代表し、業務を統括する。
第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。
補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第10条 定例理事会は、毎年1回（4月会津バスケットボール協会評議員総会時）開催し、次のことを決める。但し、必要に応じ臨時に開くことも出来る。
1. 事業計画 2. 役員を選出 3. 規約の改正 4. その他、重要事項の審議

第6章 登録

- 第11条 本会に加入しようとするチームは会津バスケットボール協会に登録しなければならない。登録は所定の登録用紙に記入の上、提出しなければならない。

第7章 会計

- 第12条 本会の経費は各チームの参加料、その他の収入をもって充てる。

付則 この規約は平成7年4月22日より実施する。平成30年4月14日一部改正。

会津協会主催の各種大会参加規程、及び参加料について

①高校

- ・高体連参加料（高校体育大会・新人大会）
出場選手1人につき 1,200円 …学校単位で高体連事務局へ納入
- ・強化講習会、フェスティバル参加料 …大会実施要項に従う
- ・全会津男女総合選手権大会兼百井杯参加料 1チームにつき 5,000円

②社会人

- ・全会津総合体育大会参加料
JBA登録チーム 0円 会津社会人連盟のみ登録チーム 5,000円
- ・全会津男女総合選手権大会兼百井杯参加料 1チームにつき 5,000円
※競技者登録をしていた高校3年生が複数の学校のメンバーでチームを編成して出場する場合、年度当初に会津社会人バスケットボール連盟に登録しなければならない。
※高校生が社会人チームの選手として大会に出場する場合、所属チームで監督責任を負い、必ず当該生徒の保護者の承諾を得るものとする。
※高校3年生が在籍校のOBチームの選手として全会津男女総合選手権大会に参加する場合、追加登録を要しない。
※競技者登録をしていた高校3年生が単独校で独自にチームを編成して出場することを認める。
- ・会津社会人バスケットボール連盟のみの登録チームは下記を参照すること。

登録期間 4月11日（月）～5月6日（金）

「加盟登録書」を下記のアドレスにメールで送信してください。

[送付先] koki_310@topaz.plala.or.jp 佐藤公希

会津バスケットボール協会業務内容

☆ 理事長（県理事）

- ① 理事会の代表 理事会の招集（委嘱状の作成と発行）・統括
 - ② 各種大会の総括及び連絡・大会会場確保（各種委員会と連絡を密にする。特に総務委員会）
 - ③ 会長代行
 - ④ 県大会の会津開催の総括
- 1 前年度行事報告・本年度行事予定

☆ 総務委員会（県理事）

- ① 理事長補佐
- ② 評議委員会総会の諸準備 総会通知書・総会式次第
総会出席者記入用紙
役員名簿
県理事会の資料作成
修学旅行予定表

③ 登録書作成（一般）

④ 県協会へ提出 役員名簿

- 1 各委員会との連絡調整
- 1 優秀選手賞の手配（賞状・副賞）
- 1 大会時の開会式・閉会式進行
- 1 協賛金に関わる業務
- 1 協会ホームページに関わる業務

☆ 財務委員会

- ① 会津協会一般会計全般
 - ② 協会備品購入
 - ③ 各種大会時の慰労・反省会等の設営及び会計
 - ④ 審判手当支給に関すること
 - ⑤ 県大会（会津地区開催時）の会計全般
- 1 各種大会の参加料徴収

☆ 競技委員会

- ① チーム登録 JBA・会津協会登録
- ② 協会備品・消耗品の管理 ショットクロック・ラインテープ等
- ③ 各種大会の競技運営全般 参加チームの確認・組合せ作成・スコアシートデータ作成
チーム登録及び登録料について・大会に使用する備品・消耗品の手配
記録収集保管・閉会式の成績発表

☆ 審判委員会

- ① 各種大会時の審判割当・審判研修
 - ② 各種大会の審判派遣
 - ③ 審判の研修（含県からの伝達）
 - ④ 審判講習会について（特にルール改正時）
- 1 TO講習会について

☆ 技術委員会

- ① 競技力強化・指導 強化策
者育成に関するこ 強化講習会の企画・運営
と 各種強化練習会
- ② 県からの伝達
- ③ 優秀選手選考
- ④ 各種大会決勝戦評作成

- ☆ ミニ連盟「U12」
 - ① ミニ連盟の運営全般
 - ② ミニ連盟主催各種大会の企画・運営全般

- ☆ 中学校体育連盟・ジュニア連盟「U15」
 - ① 中学校体育連盟の運営全般
 - ② ジュニア連盟主催各種大会・行事の企画・運営全般

- ☆ 社会人連盟
 - ① 社会人連盟の運営全般
 - ② クラブ・大学・実業団・家庭婦人大会の企画・運営全般

- ☆ 会計監査
 - ① 会津バスケットボール協会一般会計監査

- ☆ 日本リーグ担当
 - ① 日本リーグ会津開催時の中心（企画・運営等）

- ☆ 県選出理事（2名）
 - ① 県最高審議機関の県理事会に出席 理事長・総務委員長

- ☆ 高体連専門部会委員「U18」
 - ① 高体連の下部組織
 - ② 県インターハイ・県新人・県選抜高校大会時の連絡・調整

- ☆ 会津体協理事（2名）
 - ① 会津体育協会の競技団体理事 体協理事会に出席

- ☆ 会津若松市体協理事（2名）
 - ① 会津若松市体育協会の競技団体理事 体協理事会に出席
 - ② 競技力向上強化補助金の計画と請求書作成及び報告書と決算書作成

関係各位

会津バスケットボール協会
 会長 室井 富仁
 (公印省略)

令和4年度協賛金募集について(ご案内)

謹啓 向春の候、皆様方にはますますご健勝のこととおよろこび申し上げます。日頃は当協会の活動に並々ならぬご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
 会津バスケットボール協会は当会津地区におけるバスケットボールの各種大会の開催に加え、地区内のバスケットボールの競技力向上のための様々な事業に取り組んでおります。財源は主にチーム及び選手の登録費で賄われているところではありますが、近年の少子化等によりチーム数や選手数の減少が目立ち、一方で諸物価の上昇やルール変更による備品の新規購入等といった問題も生じており、財源が逼迫している状況にあります。

以上のような事情から、当協会では地区内の競技力の向上や事業のさらなる充実を意図して、下記により地域の皆様方からも協賛金を募ることといたしました。ご多用の折誠に恐縮には存じますが、趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 敬具

記

1 協賛金額

- (1) 企業・団体様によるご協賛 … 年間 1口 5,000円
 (2) 個人様によるご協賛 … 年間 1口 2,000円

2 広告並びにご芳名の掲載

以下の通り、当協会ホームページや当協会主催の競技会(大会)のプログラムに広告並びにご芳名の掲載することができますが、お申し出により掲載を控えることもできます。

(1) 企業・団体様によるご協賛の場合

① 口数にかかわらず、当協会ホームページに企業・団体名。

② 1口の場合

ア 当協会主催の競技会(大会)のプログラムに1/4ページ(A6縦)の広告。

③ 2口以上の場合

ア 当協会主催の競技会(大会)のプログラムに1/2ページ(A5横)の広告

イ 当協会ホームページにバナー広告(規格:縦60ピクセル×横150ピクセル、形式:GIF・JPG・PNG、容量:10キロバイト以内)。

(2) 個人様によるご協賛の場合

① 口数に関わらず、当協会ホームページおよび当協会主催の競技会(大会)のプログラムに居住市町村名並びにご芳名。

3 申込方法

(1) 以下の口座に協賛金を振り込む。

恐縮には存じますが、振込手数料についてはご負担をお願いいたします。

振込先

東邦銀行 門田支店(店番号420) 普通預金 口座番号342605
 会津バスケットボール協会 代表 梅宮 泰

(2) 当協会のホームページより申込書の書式(Excelデータ)をダウンロードする。

(3) 申込書に必要事項を記入し、担当者へ電子メール、郵送またはFAXにて送付する。

(4) 企業・団体様によるご協賛の場合、口数に応じて、申込書に併せて以下のものも、送付する。

① 1口の場合

ア 1/4ページ(A6縦)の広告のデザイン画、あるいはデザイン画像データ。

② 2口以上の場合

ア 1/2ページ(A5横)の広告のデザイン画、あるいはデザイン画像データ。

イ バナー広告データ(規格:縦60ピクセル×横150ピクセル、形式:GIF・JPG・PNG、容量:10キロバイト以内)およびバナー広告のリンク先URL。

4 申込期間及び広告等掲載期間

① 申込受付期間は令和4年3月4日(金)より随時。

② 掲載期間は当該年度6月から3月末日までを原則とする。

③ 申込受付期間外にも随時受付いたしますが、ご協賛いただく金額は年度内のいずれの時期においても同額とし、申込み終了後、極力早期に掲載することとします。

5 担当・申込先

〒965-0877 会津若松市西栄町4-61 葵高等学校

会津バスケットボール協会 総務委員長 黒川 朗 宛

TEL.0242-27-5461 FAX.0242-27-5462 e-mail kurokawa.akira@fcs.ed.jp